

次のとおり公募型プロポーザル（技術提案型）の参加者を募集しますので公告します。

平成23年7月8日

奈良県知事 荒井正吾

1. 業務概要

- (1) 業務名 新県立奈良病院建築・造成工事基本設計業務及び医療を中心としたまちづくり検討業務
- (2) 業務内容 ①新県立奈良病院建築・造成工事基本設計業務
救命救急センター及び高度医療拠点病院等の機能を有する約500床程度の病院に係る建築及び造成（土地利用計画を含む。）の基本設計業務
②医療を中心としたまちづくり検討業務
県立奈良病院建替整備に伴う建設予定地及び病院跡地における医療を中心としたまちづくりの検討業務
- (3) 業務場所 上記の業務内容に対する業務場所は以下のとおりです。
①奈良市石木町、七条西町2丁目 地内
②奈良市石木町、七条西町2丁目、六条西4丁目、平松1丁目 地内
- (4) 業務量の目安 152,040千円（消費税込み）を上限とします。
- (5) 履行期限 平成24年9月30日（金）
ただし、業務内容ごとの履行期限は特記仕様書によります。

2. 参加者の資格

(1) 参加者の資格要件

本プロポーザルに参加する者の必要な資格は、次に掲げる条件をすべて満たした者とします。

- ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- ②奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領による入札参加停止措置を受けていないこと。
- ③会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続き開始の申し立てをしていない者又は申し立てをなされていないものであること。（更生手続き開始の決定を受けた者を除く。）
- ④平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申し立てをしていない者であること。
- ⑤平成12年4月1日以降に民事再生法第21条の再生手続き開始の申し立てを

していない者又は申し立てをなされていない者であること。（再生計画の認可の決定を受けた者を除く。）

⑥奈良県建設工事等競争入札参加資格を有する者で、2者で構成される設計共同体であって、次に掲げる条件をすべて満たした者とする。

ただし、設計共同体を構成する者（以下「設計共同体構成員」という。）は、他の設計共同体構成員（代表者を含む）若しくは協力事務所となることはできません。

ア) 設計共同体構成員の代表者

i) 奈良県建設工事等競争入札参加資格のうち、建築設計業務の登録を受けていること。

ii) 建築士法（昭和25年5月24日法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

iii) 奈良県又は近畿圏（奈良県、大阪府、京都府、兵庫県、滋賀県、和歌山県、福井県）に本店若しくは支店、営業所（県との契約締結権限が委任されていること。）を有していること。

iv) 過去10年間（平成13年4月1日から平成23年3月31日までに完了した業務）に延べ面積25,000㎡以上又は病床数250床以上の病院に係る新築、増築又は改築（増築又は改築の場合は、当該部分の延べ面積又は病床数とする。）の建築設計業務又は設計・監理業務（設計・監理業務とは、設計業務と工事監理業務を一体で契約する業務をいう。）を元請（単体又は設計共同体の代表者）として完了した実績を有する者であること。

イ) 上記ア) 以外の設計共同体構成員

i) 奈良県建設工事等競争入札参加資格のうち、建設コンサルタント「都市計画及び地方計画」部門の登録を受けていること。

ii) 奈良県に本店若しくは支店、営業所（県との契約締結権限が委任されていること。）を有していること。

(2) 参加者の不適格要件

次の者は、本プロポーザルに参加することができません。

①新県立奈良病院建替整備事業審査会（以下「審査会」という。）の委員

②上記に掲げる者が自ら主宰し又は役員若しくは顧問として関係する営利法人その他組織及び当該組織に所属する者

3. 選定方法

(1) 審査方法

最優秀提案者の選定は、二段階方式により行います。

一段階で、参加表明書の提出者に対して、「3. (2) 技術提案書の提出者を選定するための基準」により評価点を算出し、合計点数の高い上位5者を目途に技術提案書の提出を要請する者を選定します。

二段階で、技術提案書の提出者に対して、当該提案書の内容の審査及びヒアリングを行い「3. (3) 技術提案書を特定するための基準」により評価点を算出し、

最優秀提案者を特定します。

(2) 技術提案書の提出者を選定するための基準
事務所の実績
配置予定技術者の能力

(3) 技術提案書を特定するための基準
事務所の実績
配置予定技術者の能力
業務実施方針の妥当性
テーマに対する技術提案の妥当性

(4) 審査会委員

審査会委員は、次に掲げる委員をもって構成する。

上田 喜史 (奈良県まちづくり推進局長)

川口正一郎 (奈良県立奈良病院 院長)

河口 豊 (日本医療福祉建築協会 会長)

○武末 文男 (奈良県医療政策部長)

中川 幸士 (奈良県医療政策部医療管理課長)

福嶋 俊和 (奈良県土木部技術管理課長)

前田 亮 (奈良県まちづくり推進局営繕課長)

松岡 仁史 (株式会社 情報企画 代表取締役)

松村 理司 (洛和会音羽病院 院長)

(五十音順、敬称略、○は委員長)

なお、審査会委員に対し本プロポーザルに関して働きかけを行った者は、参加表明書及び技術提案書の内容にかかわらず失格とします。

4. 手続き等

(1) 担当部署

〒630-8501 奈良市登大路町30番地
奈良県医療政策部新奈良病院建設室建築施設係 (奈良県本庁舎6階)
電話：0742(27)8551

(2) プロポーザル説明書の交付期間及び交付場所

①交付期間

平成23年7月8日(金)から平成23年7月25日(月)まで
(土曜、日曜日及び祝日は除く。)

時間 午前9時から午後5時まで

②交付場所

「4. (1) 担当部署」に同じ。

(3) 参加表明書の提出期限、提出先、提出部数及び提出方法

①提出期限

平成23年7月25日(月)午後5時まで

②提出先

「4. (1) 担当部署」に同じ。

③提出部数

2部

④提出方法

持参に限ります。

(4) 参加表明書を記載するにあたっての質問の受付及び回答

①受付年月日・時間等

平成23年7月15日(金) 午前9時から午後5時まで

②質問の受付方法

電子メールにて受け付けます。

③電子メールアドレス

narahp-kensetsu@office.pref.nara.lg.jp

※なお、質問書を送信された際は、「4. (1) 担当部署」まで必ず電話連絡をして下さい。

④質問回答日

平成23年7月20日(水)

⑤質問回答書の閲覧場所

奈良県土木部公共工事契約課の入札情報一覧のホームページ及び奈良県新奈良病院建設室ホームページに掲載します。

(5) 技術提案書提出者の選定

平成23年8月12日(金)に選定通知書又は非選定通知書を発送予定。

(6) 技術提案書を記載するにあたっての質問の受付及び回答

技術提案書の提出を要請する者に対して、質問の受付を平成23年8月中旬に行い、質問回答を同年8月下旬に予定しています。

(7) 技術提案書の提出期限

平成23年9月上旬(予定)

詳細については、技術提案書に係る提出依頼書によります。

(8) ヒアリング

平成23年9月中旬(予定)

(9) 技術提案書の特定

平成23年9月下旬(予定)に特定通知書又は非特定通知書を発送予定。

5. その他

(1) 契約の締結

「3. (3) 技術提案書を特定するための基準」により特定した最優秀提案者と契約を締結します。ただし、契約締結までの間に、奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領による入札参加停止措置を受けた場合は、契約を締結しません。

(2) 契約書作成の要否

必要です。(「建築設計業務等委託契約書」によります。)

(3) 契約保証金

奈良県契約規則(昭和39年5月規則第14号)第19条の定めるところにより

ます。

(4) 当該業務に引き続き実施する建築実施設計等、直接関連する他の業務の委託契約を当該委託契約の相手方（代表者を含む構成員）との随意契約により締結する予定の有無 未定

(5) その他

詳細は、「公募型プロポーザル方式説明書」によります。